平成24年第11回福岡県教育委員会会議(臨時会)会議録

1 開催日時

平成24年6月28日(木) 14時00分から16時08分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

住吉徳彦、久留百合子、太田浩二、二子石竜子、清家渉、杉光誠(教育長)

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 荒巻俊彦、理事 大賀龍夫、総務部長 西牟田龍治、 教育企画部長 城戸秀明、教育振興部長 川添弘人、総務課長 吉田法稔、 社会教育課長 中薗宏、教職員課長 辰田一郎、高校教育課長 千々岩良英、 体育スポーツ健康課長 原田靖

6 会議

14時00分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

協議(1)、協議(2)、第18号議案、第19号議案「県費負担教職員の人事について」及び協議(3)、第20号議案「県立学校教職員の人事について」は、久留委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

(1)報告

・福岡県教育文化奨学財団経営状況について

中薗社会教育課長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく県が出資する標記法人の経営状況について説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、奨学金の回収率や返還に係る利息について、質問があった。

これに対して、千々岩高校教育課長から、本県のここ数年の回収率の状況等の説明があった。

また、住吉委員長から、奨学金の返還者数の推移や奨学金の回収に対

する取組状況などについて質問があった。

これに対して、千々岩高校教育課長から、返還者数については、少額であっても返還しようとする者が増加したことにより、人数ベースによる返還率は向上している旨の説明があった。

また、奨学金の回収に対する取組については、引き続き督促員等の配置を行い回収実績の向上を図るとともに、あわせて、返還の機会について半年に1回のものを改め、本年度から月額での返還を可能とする旨の説明があった。

また、住吉委員長から、奨学金の返還義務者に対する債権の状況について質問があった。

これに対して、千々岩高校教育課長から、財団の会計処理として奨学金の返還金については、すべて債権として管理しており財団において回収のしやすさなどにより、その区分を設定していること、死亡者については、返済免除の手続きがあること、また、法的な手段として、返還義務者に対し、支払督促、強制執行開始の通告、債権差し押さえを行っている旨の説明があった。

また、二子石委員から、支払督促を行った後の対応及び返還猶予者の取り扱いについて質問があった。

これに対して、千々岩高校教育課長から、督促後の回収については、債権者の状況に応じて分割払いなど、柔軟に対応を行うこと、また、返還猶予者については返還義務者から除いている旨の説明があった。

また、久留委員から、教育文化事業の収支及び青少年科学館の入館者数を維持・向上していくため、入館者に対するアンケートを実施するなど、具体的な方策の有無について質問があった。

これに対して、中薗社会教育課長から、教育文化事業の収支については、市場金利の低下による基本財産運用収入の減少によるものであり、 今後は収支がマイナスにならないように教育文化事業費の見直しを図り 対応していく旨の説明があった。

また、青少年科学館の運営に当たっては、プラネタリウムを運営している専門業者とともに効果的なイベントを企画・開催するなどし、入館者数の維持・向上を図っていること、また、来館者に対してはアンケート調査を実施しており、その結果をフィードバックすることにより施設運営の向上を図っている旨の説明があった。

・福岡県スポーツ振興公社経営状況について

原田体育スポーツ健康課長から、地方自治法第243条の3第2項の 規定に基づく県が出資する標記法人の経営状況について説明があった。 次いで審議が行われ、久留委員から、平成24年度予算の収入と支出 の収支との関係について質問があった。

これに対して、原田体育スポーツ健康課長から、財団法人の会計処理上、新年度予算においては繰越予算を計上しないことにより調整された数値である旨の説明があった。

また、住吉委員長から、競技者人口が少数である馬術及び射撃については、関係する県有施設利用者の意見を聞いた上で施設運営に当たって欲しい旨の意見があった。

・ 通学路の安全総点検について

原田体育スポーツ健康課長から、京都府ほか2県で相次いで登校中の 児童等の列に車両が突入し、死傷者が出る事故が発生したことを受け、 本県においても、登下校中の児童生徒のさらなる安全を確保する必要が あることから通学路の安全総点検を実施した旨の説明があった。

次いで審議が行われ、太田委員から、国道や県道など、各道路管理者 と連携し、道路の安全確保について適切に対応できるよう学校長に対し 周知をお願いする旨の意見があった。

また、住吉委員長から、通学路の安全総点検に関して、文部科学省など、国との連携や本県における安全総点検の実施状況について質問があった。

これに対して、原田体育スポーツ健康課長から、文部科学省・国土交通省・警察庁において合同の連絡会議を開催した後に、それぞれ危険箇所等の調査を実施し、全ての学校で安全総点検を実施したこと、また、学校については、文部科学省からの通知に基づき警察や道路管理者など、関係機関と連携し危険箇所の点検及び対策案の報告を行う予定である旨の説明があった。

また、二子石委員から、今回の安全総点検に関する調査結果を踏まえ今後の対応を検討するとともに、適宜、状況報告をお願いする旨の意見があった。

公開審議はここまでとされ、住吉委員長から傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

(2)協議

・県費負担教職員の人事について

辰田教職員課長から、県費負担教職員の個人情報紛失について説明が あった。 次いで審議が行われ、このことについては、議案として審議すること となった。

(3)議事

・第18号議案 県費負担教職員の人事について

辰田教職員課長から、県費負担教職員による信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第18号議案は原案どおり可決された。

(4)協議

・県費負担教職員の人事について

辰田教職員課長から、県費負担教職員のわいせつ行為について説明が あった。

次いで審議が行われ、このことについては、議案として審議すること となった。

(5)議事

・第19号議案 県費負担教職員の人事について

辰田教職員課長から、県費負担教職員による信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第19号議案は原案どおり可決された。

(6)協議

・県立学校教職員の人事について

辰田教職員課長から、県立学校教職員の福岡県迷惑行為防止条例違反 について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、議案として審議すること となった。

(7)議事

・第20号議案 県立学校教職員の人事について

辰田教職員課長から、県立学校教職員による信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第20号議案は原案どおり可決された。

住吉委員長が閉会を宣言し、16時08分閉会した。